12月3日～9日は「障害者週間」です

「障がい者の福祉」について関心と理解を深めましょう

●虐待かもしれないと思ったら

「障害者虐待防止法」で虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人には、通報が義務づけられています。気付いた人は、速やかに町役場または「柳井圏域障害者虐待防止センター」に通報してください。

●相談・通報窓口

柳井圏域障害者虐待防止センター
（社会福祉法人城南学園内）**24時間対応**
☎ 080-8946-0625

町民福祉課福祉係
受付：平日8時30分～17時15分
※土日・祝日・年末年始を除く
☎ 52-5810

●「障害者虐待防止法」での障がい者虐待とは

・養護者による虐待
・障害者福祉施設従事者による虐待
・使用者（雇用主など）からの虐待

●障がい者虐待の例

身体的虐待
たたく、殴る、蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、火傷・打撲させるなど

性的虐待
お尻や胸を触る、裸の写真を撮る、わいせつな言葉を言わせるなど

心理的虐待
怒鳴る、悪口を言う、意図的に無視するなど

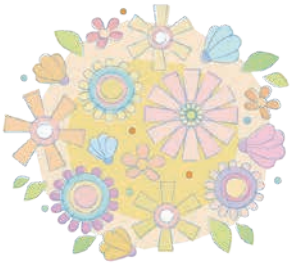
経済的虐待
お金を取り上げる、渡すべきお金を渡さないなど

放任・放棄（ネグレクト）
入浴させない、食事を与えないなど

●ご存じですか？「障害者差別解消法」

この法律は、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指したものです。

どんなことが差別になるのかきちんと判断できる物差しを定めるとともに、「不当な差別的取扱い」を禁止し、必要な配慮を行うことを求めています。



問 町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度について

県では、ひとり親家庭の母または父に、お子さんの高等学校や大学、専門学校などへの入学、就学や就職に必要な経費に対して、無利子で貸付を行っています。

●主な貸付資金

・就学支度資金（高等学校、大学、専門学校などの入学金、制服代など）
・修学資金（高等学校、大学、専門学校などで修学するための授業料、交通費など）
・修学資金［特別］（就職に必要な自動車運転免許取得費用）
・就職支度資金（就職に必要な被服費など）

●申込期限

資金を必要とする日から、おおむね1か月半前までに申請してください。貸付にあたり、申請者および保証人などとの面談が必要です。

問 柳井健康福祉センター 保健福祉・総務室
☎ 22-3777
問 町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810